

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積計画の決定について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について

議第6号 令和7年度三条市農業委員会事業計画について

報告事項

報第1号 第2調査部会の調査結果報告について

報第2号 農政対策部会の結果報告について

報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第4号 農地法適用外事実確認証明について

報第5号 作付変更届について

報第6号 農地法第3条の3の届出について

報第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

1番 坂井浩行委員	2番 早川直子委員
3番 山屋和徳委員	4番 栗原一郎委員
5番 小池秀一委員	6番 志田洋一委員
7番 笹岡大介委員	9番 山倉 広委員
10番 佐藤直人委員	12番 飛岡雅史委員
13番 井上利弥委員	14番 五十嵐弘作委員
15番 吉田 昇委員	16番 鈴木範男委員
17番 熊倉 睦委員	18番 田邊健一委員
19番 淡路五樹委員	

農業委員欠席委員 2名

8番 瀬高栄津子委員	11番 小師栄一委員
------------	------------

推進委員出席委員 17名

青 木 誠 一 委員
川 上 利 男 委員
小 出 和 哉 委員
駒 形 徹 委員
高 山 弘 則 委員
新飯田 雅 樹 委員
堀 江 義 栄 委員
山 寄 哲 矢 委員
若 林 昌 広 委員

岡 崎 耕一郎 委員
北 澤 正 之 委員
小 林 克 洋 委員
佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員
平 松 広 之 委員
丸 山 由 夫 委員
山 谷 秀 昭 委員

推進委員欠席委員 1 名

渡 辺 秀 人 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	小 柳 章 子

午前 9 時 3 0 分 開会及び開議

(午前 9 時 5 0 分 三條新聞社傍聴)

議長（栞原会長）

これより総会を開会いたします。

(挨拶 略)

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席17名、欠席2名、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

1 番、坂井浩行委員、18番、田邊健一委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第7号までの以上13件を一括上程します。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題とします。

この際、議長から申し上げます。議第1号につきましては、先月と同様に申請件数が多く、会議時間も限られ、円滑に議事を進行するため、三条市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定しました。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

6ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定16件、再設定1件、合計17件、8万7,882.99平米です。

1ページを御覧ください。

725番から6ページの740番までの以上16件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

また、741番は再設定です。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりとなっております。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

12ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定17件、再設定1件、合計18件、8万7,882.99平米です。

整理番号の元番は、農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりでございます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

79ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定175件、再設定19件、合計194件、206万20.67平米です。

13ページを御覧ください。

742番から72ページの916番までの以上175件は、相対により新規で、賃借権または使用貸借権を設定するものです。

また、917番から78ページの935番までの以上19件は再設定です。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりでございます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催され

ました農地銀行運営委員会であつせん委員より報告いただいたものです。

80ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買1件、7,434平米です。

なお、所有権移転の契約内容は、記載のとおりでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、1月27日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栞原会長及び井上会長代理同席の下、開催いたしました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前9時19分に閉会しました。

続きまして、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月申請の公社借入は、新規設定16件、再設定1件、合計17件、8万7,882.99平米、公社貸付は新規設定17件、再設定1件、合計18件、8万7,882.99平米です。

次に、相対の利用権設定は新規設定175件、再設定19件、合計194件、206万20.67平米です。

最後に、所有権移転は売買1件、7,434平米です。

今月の申請は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとなりました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定しました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

議案の説明の前に、様式変更について説明いたします。これまでは、民間の農地台帳システムを使用し、農地（農家）台帳を管理し、議案を作成してきました。平成26年4月に施行された改正農地法に基づき、インターネットにより農地台帳や農地地図の公表が義務付けられ、国はこれを実現するために一元化した農業委員会サポートシステムを全国の市町村に導入しました。議案様式の変更は、このシステム導入によるものです。

今回の議案等で申し上げますと、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』、議第3号『事業計画変更承認申請について』、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』、報第6号『農地法第3条の3の届出について』、以上4件を先行して変更するものです。

なお、4月以降は全て農業委員会サポートシステムに切り替わり、議案作成も全て同システムを使用することになります。

それでは、議第2号の議案について説明いたします。

81ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、売買2件、贈与1件、合計3件、2,136平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

50番は、下保内地内の農地1筆、93平米を、相続したが耕作できないことから、譲渡人の要望で隣地に住む譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

51番は、泉新田地内の農地1筆、1,470平米を、経営規模拡大を希望する譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

52番は、島川原地内の農地1筆、573平米を、体調不良で耕作できないことから、譲渡人の要望で農事組合法人島川原に所属する譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買2件、贈与1件、合計3件、2,136平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

82ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、198平米です。

7番は、住宅1棟の用地として、昭和59年11月28日付で農地法第5条の許可を受けた月岡二丁目地内の農地1筆、198平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の北東側160メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。また、本申請につきましては、議第4号の55番で農地法第5条の許可申請がなされています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、198平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（栞原会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

83ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は3件、1,277平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

55番は、議第3号の7番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

56番は、東三条二丁目地内の農地2筆、823平米を売買により取得し、同時に取得する宅地と一体で貸駐車場20台分及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR東三条駅の北東側300メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

57番は、南四日町二丁目地内の農地1筆、256平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては嵐南公民館の東側110メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、貸付人と借受人は祖母と孫になります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9 番、山倉広委員。

第2調査部会長（9 番山倉 広委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は3件、1,277平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとししました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』説明いたします。

84ページ、編入の1番を御覧ください。今回三条市長から意見照会のあった案件は、三条地域の重要変更1件で、新たに農用地区域に編入する面積は2,332平米です。申請土地は、柳場新田1428番1ほかの農地4筆、2,332平米で、登記地目、現況地目は田です。

編入の目的は、経営体育成基盤整備事業三条北部第1地区の圃場整備事業の実施に伴い、申請土地を併せて圃場整備をしたいため、農用地区域に編入するものです。

また、編入する理由は、申請土地を編入することで効率的な大型区画の圃場整備を行うことができ、当該農用地区域内におけるより一層の農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るためです。

なお、申請土地の位置図は85ページのとおりです。

説明は以上です。御審議いただきたく、よろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9 番、山倉広委員。

第2調査部会長（9 番山倉 広委員）

議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今回意見照会のあった案件は、三条地域の重要変更1件で、新たに農用地区域に編入する面積は2,332平米です。

所管する農林課職員の出席の下、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、申請土地を編入することで効率的な大型区画の圃場整備を行うことができ、当該農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用が図れることとなることから、妥当なものと判断し、農用地利用計画変更（案）については異議ないものと認め、原案のとおり意見なしとすべきものとなりました。

以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしとすることに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、議第6号『令和7年度三条市農業委員会事業計画について』を議題といたします。

本件につきましては、これまでは慣例により農政対策部会から検討いただき、2月総会において報告いただいておりますが、今回から農政対策部会に総会において付託した上で議論いただきたいことから、議案として上程いたしました。

お諮りします、議第6号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、議第6号につきましては、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

議長（栞原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第7号までの7件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

当部会は、1月22日午前9時30分から厚生福社会館第2集会室において、部会委員と栞原会長、井上会長代理出席の下で開催しました。

今回は、先月の総会で付託を受けました農地移動適正化あっせん事業の取扱いと、令和7年度農作業賃金・機械作業料金について協議しました。

初めに、令和7年度農作業賃金・機械作業料金について報告します。

1ページの（案）を御覧ください。こちらは、先月の総会で案を示し、1月10日までに意見を求めたところですが、期限までに意見がありませんでした。部会で内容を再検討し、農薬散布作業は、水稻圃場と樹園地では使用する機械等が異なることから、水稻は1,150円、果樹は2,000円に設定しました。

また、稚苗硬化苗の価格は、JAに令和7年度の出荷価格を確認したところ、税込み858円との回答であったため、860円に修正しました。

本修正案について意見のある場合は、2月5日までにお申し出ください。意見がない場合は、本修正案で決定いたします。

次に、令和6年三条市賃借料情報について報告します。

2ページを御覧ください。こちらは、12月26日までに締結された令和6年1月から12月までの賃借契約をまとめたものです。集計の結果、令和6年に相対での契約が締結された金納の平均締結額は、前年との比較で、下地域では3,100円上がっており、三条地域は700円、栄地域は2,100円下がっております。

なお、3ページに一覧表と平成21年からの推移を掲載しましたので、後ほど御覧ください。

農作業賃金等の情報及び賃借料情報は、2月下旬発行の農業委員会だより「向日葵」

第39号や、市のホームページ等で公表いたします。

最後に、農地移動適正化あっせん事業の取扱いについて報告します。

部会であっせん事業の対象手続と売買基準額について協議しましたが、結論が出なかったため、事務局が売買等の所有権移転事例を作成し、手続のメリットとデメリットを提示した上で、改めて協議することといたしました。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告の中で御質問がございましたら御発言願います。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（栞原会長）

次に、報第3号から報第7号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栞原会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。

農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会は2月20日午前9時30分から厚生福社会館第2集会室で会議を開催します。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第1調査部会長、3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。2月25日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前 9 時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会します。

午前 1 0 時 1 5 分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 栗 原 一 郎

議 事 録 署 名 委 員 （ １ 番 ） 坂 井 浩 行

議 事 録 署 名 委 員 （ １ ８ 番 ） 田 邊 健 一
